

令和2年3月26日

領事メール

件名：オマーンにおける新型コロナウイルスの状況・対策（第24号）

【ポイント】

○26日、オマーン保健省は、10件の感染症例が新たに確認された(合計109件)と発表しました。

○29日(日)正午以降、オマーンの空港発着の全ての国際線旅客便が当面運休することを改めてお知らせします。オマーンから空路出国できなくなりますので、観光等で一時的に当地に滞在中の方や、早期帰国の必要がある方等には、オマーンからの早期出国をお勧めします。

【本文】

在留邦人、たびレジ登録のみなさまへ

1 オマーン国内における感染状況：26日、オマーン保健省は、新たに10件の感染症例(全てオマーン人；5名は二次感染、2名は英国渡航に関係、3名は疫学的調査中)が確認され、オマーンで確認された感染症例は合計109件、23件については既に治癒していると発表しました。

2 25日、オマーン王立警察(ROP)は、フライトのキャンセルや空港の閉鎖によりオマーンに戻れずなどして、外国人滞在者の査証期限が満了してしまう場合、新型コロナウイルスの流行が落ち着くまでは、オーバーステイの罰金を支払う必要はないと明らかにしました。ROPとの関係で何かご不明な点がございましたら、当館にご連絡ください。

3 29日(日)正午以降、オマーンの空港発着の全ての国際線旅客便が当面運休することを改めてお知らせします。オマーンから空路出国できなくなりますので、観光等で一時的に当地に滞在中の方や、早期帰国の必要がある方等には、オマーンからの早期出国をお勧めします。また、25日、日本国外務省は、世界各地で新型コロナウイルスの感染拡大を受けての出国制限措置や航空便の運休による出国困難となる事態を避けるため、不要不急の渡航を止めるよう、全世界に対する危険情報を発出しました。何かございましたら、当館にご連絡ください。

4 なお、26日、オマーン検察当局は、23日に発令された国王勅令に従い、感染症への罹患を申告しない者には、「1年以内の禁錮」及び／または「最高11万リアル」の罰金が科される旨改めて警告しました。

(新型コロナウイルスの感染・疑いがある場合は、必ず当館まで御一報ください。)

(問い合わせ先)

在オマーン日本国大使館

－電話: (+968)24601028

－FAX: (+968)24698720